

● 今秋より「外国人技能実習制度」が大きく変わります ●

外国人の技能実習の適正な運営と技能実習生の保護を図るため、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が2016年11月に国会にて成立・公布され、本年秋に施行される予定です。(法務省・厚生労働省共管)

新法律では、技能実習制度の適正化のために新組織「外国人技能実習機構」の設置をはじめ、監理団体の認可制の導入など、現行の制度が大きく見直され、厳格な運営が求められることとなります。

また、新法律の施行と同時に技能実習の職種毎に所管省の定める要件を充足させる必要があり、自動車整備については国土交通省が定める基準となります。下記は国土交通省が定める基準(案)について2017年2月末に公表されたパブリックコメント(意見公募)です。

自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件(案)

概 要

(1) 技能実習の内容に関する基準

入国前講習又は入国後講習のいずれかにおいて、自動車整備作業に関する講習(国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を修得させるものに限る。)を実施することとしていること。

(2) 技能実習を行わせる体制の基準

① 第1号技能実習又は第2号技能実習の技能実習指導員が、規則案第12条第1項第2号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。

- ・一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
- ・三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

② 第3号技能実習の技能実習指導員が、規則案第12条第1項第2号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。

- ・一級の自動車整備士の技能検定に合格した者
- ・二級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

③ 技能実習を行わせる事業所が、地方運輸局長から自動車分解整備事業の認証(対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみを指定されたもの及び業務の範囲を限定して行われたものを除く。)を受けた事業場であること。

(3) 監理団体の業務の実施に関する基準

技能実習計画の作成の指導について、次の各号のいずれかに掲げる者に担当させることとしていること。

- ・一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
- ・三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者
- ・自動車検査員の要件を備える者
- ・自動車整備士の養成施設において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者

あいおい人材交流協会ではマニラ整備訓練所にて、国土交通大臣が指定する教材に基づき、整備技術教育を行っています。上記告示「(1)技能実習の内容に関する基準」を十分満たしており、安心して採用いただけます。

一般社団法人 あいおい人材交流協会

〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵 3-15-31 千種ニュータワービル 20F
TEL. 052-933-6015 FAX. 052-933-6015



2017-3-31-2000